件	名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管	課	人事課
根拠法令等		職員の給与等に関する報告及び勧告 (平成30年10月10日付け30人委第172号) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
内	容	【改正の概要】 人事委員会勧告等に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。 【30 年度適用分】 ※給料等は30.4.1 適用、期末勤勉手当は30.12.1 適用 ○職員の給与に関する条例 ・給料表の引上げ(平均0.29%)、初任給調整手当の引上げ ・12 月期勤勉手当の引上げ(0.05 月分) ○教育職員の給与に関する条例 ・給料表の引上げ、12 月期勤勉手当の引上げ(0.05 月分) ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 ・12 月期期末手当の引上げ(0.05 月分) ○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・給料表の引上げ、12 月期期末手当の引上げ(0.05 月分) ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・給料表の引上げ、12 月期期末手当の引上げ(0.05 月分) ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・治料表の引上げ、12 月期期末手当の引上げ(0.05 月分) ○一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・治料表の引上げ、12 月期期末手当の引上げ(0.05 月分) 【31 年度適用分】 ○職員の給与に関する条例 ・期末勤勉手当支給月数の改定(6 月と 12 月の支給月数を同率に改定) ○教育職員の給与に関する条例 ・期末勤勉手当支給月数の改定(6 月と 12 月の支給月数を同率に改定) ○特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例
		・期末手当支給月数の改定(6月と12月の支給月数を同率に改定) 〇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・期末手当支給月数の改定(6月と12月の支給月数を同率に改定)
		〇一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・期末手当支給月数の改定(6月と12月の支給月数を同率に改定)
施行	日	公布日(ただし、31 年度適用分は、平成31 年4月1日)
【その他参考事項】		